

議事日程第4号

平成25年9月24日（火曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の審議及び採決 11件

議案第45号 平成25年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について

議案第46号 平成25年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第47号 平成25年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第48号 平成25年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第49号 平成25年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第1号）について

議案第50号 平成25年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第51号 可茂広域行政事務組合規約の一部を改正する規約について

議案第52号 御嵩町高齢者いきがい活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第53号 みたけ健康館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

発議第1号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書

発議第2号 道州制導入に断固反対する意見書

日程第3 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決 8件

総務建設産業常任委員会付託事件 4件

認定第1号 平成24年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成24年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成24年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第54号 御嵩町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

民生文教常任委員会付託事件 4件

認定第2号 平成24年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成24年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成24年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

請願第1号 年金の削減中止を求める意見書の採択に関する請願書

日程第4 常任委員会の閉会中の特定事件の調査 2件

日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（11名）

議長 加藤保郎	1番 高山由行	2番 山口政治
3番 安藤雅子	5番 柳生千明	6番 山田儀雄
7番 伊崎公介	9番 大沢まり子	10番 岡本隆子
11番 佐谷時繁	12番 谷口鈴男	

欠席議員（1名）

8番 植松康祐

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊公夫	副町長 瀬瀬久美
教育長 高木俊朗	総務部長 鍵谷昌孝
民生部長 田中康文	建設部長 奥村悟
企画調整 担当参事 葛西孝啓	総務課長 寺本公行
企画課長 山田徹	まちづくり課長 須田和男
税務課長 佐久間英明	住民環境課長 小木曾昌文
保険長寿課長 加藤暢彦	福祉課長 若尾要司
農林課長 田中宣行	上下水道課長 亀井孝年
建設課長 伊左次一郎	会計管理者 田中秀典
学校教育課長 藤木伸治	生涯学習課長 水野嘉博

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 渡辺謙二	議会事務局 書記 渡辺一直
-------------	------------------

開議の宣告

議長（加藤保郎君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。

植松議員におかれましては、体調不良のため本日は欠席するとのことであります。

これより本日の会議を開きます。

ケーブルテレビ可児より撮影取材の申し込みがありましたので、これを許可します。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

会議録署名議員の指名

議長（加藤保郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番 安藤雅子さん、5番 柳生千明君の2名を指名します。

議案の審議及び採決

議長（加藤保郎君）

日程第2、議案の審議及び採決を行います。

議案第45号 平成25年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

3番 安藤雅子さん。

3番（安藤雅子君）

一般会計補正予算の作成について質問いたします。

当初予算で措置をされました第2分団の消防自動車購入事業につきましては、当初予算で1,700万円に対して1,134万円の落札で、差金が566万円、また給食センターのシステム食器洗浄機更新事業につきましては、4月の臨時議会において予算額2,776万2,000円に対して2,572万5,000円の落札で差金が203万7,000円となっています。貴重な財源の769万7,000円ほど入札差金で保留となっていますが、財政担当課として今後どのような措置を考えてみえるか、お聞きします。

議長（加藤保郎君）

総務課長 寺本公行君。

総務課長（寺本公行君）

それでは、ただいまの御質問に答えさせていただきます。

まず、消防自動車につきましては、さきの議会において議決していただきました案の金額のとおり、かなり不用額が出ているということでございます。

納期につきましては、11月末を予定しております。現在、その納入に向けて消防自動車の作製中でございますが、同時に購入先の2分団との協議もありますので、万が一に備えて、不用額でございますけれども、予算を減額する際は早くて12月、3月に精算の補正予算でもって減額をしたいというふうに考えています。これと同じように、給食センターの食器洗浄機につきましても、契約によって不用額が生じております。その不用額を使うということでは決してありませんけれども、予算といたしましては3月、年度末の補正で減額したらどうかということで、給食センターに限らず、契約担当課から申し出があった場合、こちらのほうから3月までそのままにしておいて削ったらどうかということで指導はしております。

以上、回答でよろしいでしょうか。

[挙手する者あり]

議長（加藤保郎君）

3番 安藤雅子さん。

3番（安藤雅子君）

ありがとうございます。

年度末に減額予定ということですが、今後平成26年4月から消費税が5%から8%に増税となることが予想されています。100万円で5万円の消費税が8万円となります。環境モデル都市として、電気自動車をいち早く導入されましたが、結構古い自動車が存在しております。なかなか予算措置ができない状況ではないかと思いますが、このような財源が保留されている中で、消費税率の低いうちに環境に配慮した自動車の導入、更新等を考えてみてはいかかでしょうか。町長にお考えをお聞きします。

議長（加藤保郎君）

御嵩町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

ただいまの御質問にお答えをいたします。

例えば、消防自動車ですと、その予算上の財源の仕組みというのがあります。お金が余ったから全てが余ってくるということではありませんので、その中で町負担分の金銭的には浮いて

くる部分がありますけれど、これをいかに有効に使うのかということが求められることであると思いますので、その許される財源の中で、今後に対応できるような方法を探していきたいというふうに思っております。

ただ、決算の際に申し上げましたけれど、非常に財政調整基金もある程度順調な数字に移行してきましたので、結果的には積み増していくのか、もしくはそうしたもので物を買って対応していくのかということについては、それぞれ選択肢があると思いますので、優先順位を決めながら対応してまいりたいというふうに思います。以上です。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第45号 平成25年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

続きまして、議案第46号 平成25年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第46号 平成25年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第47号 平成25年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第47号 平成25年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第48号 平成25年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第48号 平成25年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第49号 平成25年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第49号 平成25年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第1号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第50号 平成25年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第50号 平成25年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第51号 可茂広域行政事務組合同規約の一部を改正する規約についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第51号 可茂広域行政事務組合規約の一部を改正する規約について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第52号 御嵩町高齢者いきがい活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第52号 御嵩町高齢者いきがい活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第53号 みたけ健康館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第53号 みたけ健康館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

発議第1号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第1号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

発議第2号 道州制導入に断固反対する意見書を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

9番 大沢まり子さん。

9番（大沢まり子君）

今回、道州制導入に断固反対をするという意見書になっておりますが、今国は1,000兆円近い借金を抱えておまして、無駄の削減とか、また出先機関の二重行政とか呼ばれているようなものの削減とか、国会議員の削減とか、そういったところに改革のメスを入れなくてはいけないと考えております。

そして、今回この意見書には、地方の声を無視して進める道州制ということであれば、賛成という形になりますけれども、地方の声をしっかりと受けとめた地域主権型の道州制というのは、我が公明党も進めておりますので、断固反対ということになりますと、もろ手を挙げて賛成するわけにはまいりませんので、反対の立場をとらせていただきます。

議長（加藤保郎君）

原案に賛成の方の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

私はこれを提出した立場上、ただいま公明党の議員のほうから反対討論がなされました。その考え方は、基本的には断固反対という、その断固というところにかかなりこだわりを持っておみえになると思いますけれども、この道州制論議というのは、実はまだ基本的には枠組みも何もできてないし、地方との協議も何もできていない、そういう中でいわゆる中央政府を中心としてこれを強行に推進しようという動きがあります。この動きに対して、我々は断固反対であるという立場の中で、全国議長会、町村議長会でも十分な議論の中で、主に3つの理由、これは先般申し上げましたけれども、改めて言うならば、中央からの押しつけ、そしていわゆる基礎自治体と道州の二層制の中で小規模町村の存在が否定されると。そして、最後には、それぞ

れの市町の今日までの機能というのが十分な評価の中にさらされない、すなわちこれらの3点総合的にすると、今反対討論で言われた地域主権主義をまさに侵すものであるというところから、私は本声明については賛成をしたいと思います。以上です。

議長（加藤保郎君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これより発議第2号 道州制導入に断固反対する意見書の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決

議長（加藤保郎君）

日程第3、付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決を行います。

各常任委員会に付託しました認定第1号から認定第6号までと議案第54号、請願第1号、以上8件を一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

ただいま議題としました8件について、議長宛てに審査報告書の提出がありましたので、それぞれの常任委員会委員長より順次報告をしていただき、質疑及び採決を行います。

最初に、総務建設産業常任委員会付託事件の認定第1号 平成24年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成24年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成24年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議案第54号 御嵩町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について、以上4件について行います。

総務建設産業常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

総務建設産業常任委員会委員長 谷口鈴男君。

総務建設産業常任委員会委員長（谷口鈴男君）

総務建設産業常任委員会付託事件について報告をいたします。

御嵩町議会議長 加藤保郎様、総務建設産業常任委員会委員長 谷口鈴男。

第3回定例会の9月12日に本委員会に付託された事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

記1. 審査実施日、平成25年9月19日、木曜日。

2. 審査事件名、認定第1号 平成24年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成24年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成24年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議案第54号 御嵩町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について。

3. 審査の経過、決算の審査に当たっては、関係職員に説明を求め、決算書及び決算に関する説明書、主要な施策の成果を説明する書類、あるいは監査委員の意見書などを参考に、議決した予算が効率的に執行されたかどうか、また効率的な行政運営が図られたか、予算の目的どおり適法・適性になされたか、そしてその成果が達成されたかなどを主眼に審査しました。

新規条例については、趣旨・内容を、現御嵩町職員の現状並びに町行政との関係を審議し、妥当と判断する。

4. 審査の結果、認定第1号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。認定第5号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。認定第6号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。議案第54号については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。以上であります。

議長（加藤保郎君）

委員長報告が終わりましたので、これより委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

議長（加藤保郎君）

認定第1号 平成24年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第1号 平成24年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

議長（加藤保郎君）

認定第5号 平成24年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第5号 平成24年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

議長（加藤保郎君）

認定第6号 平成24年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第6号 平成24年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、認定第6号は原案のとおり認定されました。

議長（加藤保郎君）

議案第54号 御嵩町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

この件につきましては、全員の賛成により可決すべきものという決定ですけれども、これに至るまでの議論、どのような議論をされたのか、簡単に御説明をお願いいたします。

議長（加藤保郎君）

総務建設産業常任委員会委員長 谷口鈴男君。

総務建設産業常任委員会委員長（谷口鈴男君）

この案件につきましては、6月の定例会で、我々は議会として当初否決をしております。その後いろんな経緯がございましたけれども、そのときの否決理由の中には、職員組合との最終協議ができていないという点、さらにはこれは通例の人事院勧告とは違って、政策的に用いられた、そして地方の人件費を懐柔するというかつてない行為であり、こういうことに対して、町としてどの程度の影響が出るかということについて町長の意向も確認しました。その折には、それほど大きな国や県との関係の悪化を招くものではないであろうということをお願いしております。そういう中で、私どもは職員の意識向上、そして御嵩町自体がかなり人員削減等含めて経費の節減に今日まで努力してきておる、そういう成果の中で我々は6月定例で否決しました。

しかし、その後政府筋からのいろんな伝達文書事項等の中で、やはりそれなりに配慮していただきたいということと、もう1点は全国の市町村の動向というのが、かなりこの際政府に協力しようという動きが全面的に出てきたという事情が背後にあります。そういう中で、再度執

行部が職員組合との協議を重ねる中で合意に達したということと、今後の県・国との対応の中で、特に災害時等の対応等について、若干影響があるおそれがあるかもしれないというような懸念も、実は吐露されました。そんな中で、私どもはこれは同じ年度内にその議会としての態度を変えろというのは、議会としては苦渋の選択であるけれども、今回は10月から3月まで、そして縮減等についてもかなり圧迫された中で、職員には申しわけないと思いますが、多少の影響で終わろということも議論の中でしっかり議論させていただいた、それらの経緯を踏まえただ中で最終的に賛否をとったら、全員が可決すべきものということで同意を得られましたので、こういう報告をさせていただきました。これが経緯でございます。以上です。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第54号 御嵩町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

続きまして、民生文教常任委員会付託事件の認定第2号 平成24年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成24年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成24年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、請願第1号 年金の削減中止を求める意見書の採択に関する請願書の以上4件について行います。

民生文教常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長 岡本隆子さん。

民生文教常任委員会委員長（岡本隆子君）

御嵩町議会議長 加藤保郎様、民生文教常任委員会委員長 岡本隆子。

民生文教常任委員会付託事件審査報告。第3回定例会の9月12日に本委員会に付託された事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

記1. 審査実施日、平成25年9月18日。

2. 審査事件名、認定第2号 平成24年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成24年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成24年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

3. 審査の経過、決算の審査に当たっては、関係職員に説明を求め、決算書及び決算に関する説明書、主要な施策の成果を説明する書類、あるいは監査委員の意見書などを参考に、議決した予算が効率的に執行されたかどうか、また効率的な行政運営が図られたか、予算の目的どおり適法・適性になされたか、そしてその成果が達成されたかなどを主眼に審査しました。

4. 審査の結果、認定第2号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。認定第3号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。認定第4号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。

請願審査報告書。第3回定例会の9月6日に本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記1. 審査実施日、平成25年9月18日。

2. 審査事件名、請願第1号 年金の削減中止を求める意見書の採択に関する請願書。

3. 審査の結果、請願第1号 年金の削減中止を求める意見書の採択に関する請願書については、全員の反対により不採択とすべきものと決定した。以上です。

議長（加藤保郎君）

委員長報告が終わりましたので、これよりそれぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

議長（加藤保郎君）

認定第2号 平成24年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第2号 平成24年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

議長（加藤保郎君）

認定第3号 平成24年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第3号 平成24年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

議長（加藤保郎君）

認定第4号 平成24年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第4号 平成24年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

議長（加藤保郎君）

請願第1号 年金の削減中止を求める意見書の採択に関する請願書を議題とします。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

この請願第1号につきましては、代表者ほか172名の住民の方々から出された、そして紹介議員も議会として2名参加をしておられる経過がございます。当然そういうものであるという認識の上に立って十分な審査がされたかと思いますが、どのような審査がなされたのか、報告を願いたいと思います。

議長（加藤保郎君）

民生文教常任委員会委員長 岡本隆子さん。

民生文教常任委員会委員長（岡本隆子君）

ただいまの件につきまして、紹介議員である佐谷議員に委員会に来ていただきまして、あら

はじめ4項目質問書を提出しておきましたので、それにお答えをさせていただきました、それについて審査をいたしました。その中で、これは特例水準から本来水準に戻すという考え方で、戻した後、その後の施策が決まっております、現段階でこの願意が妥当ではないという話し合いをしました。そして、このまま特例水準が続けば、将来世代にツケが回っていくのではないかと危惧されますので、その点についてもここは本来水準に戻すしかないということでありまして、このままずるずるとこの特例水準が続いていけば、基礎年金部分まで影響が及ぼしかねないなど議論をいたしまして、全員の反対ということになりました。

[挙手する者あり]

議長（加藤保郎君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

この提出された請願書の中で、御嵩町だけでも1億9,000万の収入減となる高齢者の大幅収入減というイメージがございますが、この辺のところも検証はされておるかどうか。

議長（加藤保郎君）

民生文教常任委員会委員長 岡本隆子さん。

民生文教常任委員会委員長（岡本隆子君）

この件につきましても確認をいたしましたところ、請願者の方々が年金事務所に行かれましてこの数字を出してきておられますので、正しい数字かと思われまして、これについても審査をいたしました。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより請願第1号 年金の削減中止を求める意見書の採択に関する請願書の採決を行います。

本案に対する委員長報告は不採択とすべきものであります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立少数であります。したがって、請願第1号は不採択となりました。

常任委員会の閉会中の特定事件の調査

議長（加藤保郎君）

日程第4、常任委員会の閉会中の特定事件の調査について、総務建設産業常任委員会委員長、民生文教常任委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります特定事件の調査について閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（加藤保郎君）

日程第5、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定についてに移ります。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議長（加藤保郎君）

以上で本定例会に提出されました案件は全て終了しました。

ここで、町長より挨拶をお願いします。

御嵩町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

ただいまは、私ども執行部局が上程させていただきました議案について、全て可決をいただ

きましてありがとうございます。皆さんのこうした賛成をしっかりと消化しながら、大切に予算を使っていきたいと思っております。

また、条例等々についても、その扱いを間違わないようにしっかりと対応をしてみたいと考えております。

世の中、倍返しであるとか、10倍返しというような言葉もはりましたけれど、やはり御嵩町議会のこの議場においては、そうしたものがないようにしていかなきゃいけないなと私自身も思いました。自分のいわゆる方針みたいなものと、この議会での議論とは違うということを改めてその際に考えた次第であります。品位、品格というもの求めながら、しっかりと守りながら、御嵩町議会本会議場においては議論を闘わせたいと思っております。

報告を少し申し上げます。

長年懸案となりましたクマクラ工業との訴訟の件であります。高裁で、御嵩町は全面的に勝訴いたしました。一審よりかなり厳しい判決がクマクラ工業側に示されましたので、この問題については、今後私どものほうから能動的には対応しておりませんが、どのようにされるかについては、聞く耳だけは持っていきたいと思っております。訴訟まで起こされたわけですので、そうそう御嵩町も簡単には協力はできないということも当然出てくるでしょうから、一民間の、御嵩町においては非常に優秀、優良な企業であったというのは事実でありますので、聞く耳だけは持ちながらお話はいつの場でもしていきたいと、こう伝えたいというふうに思っております。

もう1つビッグニュースがあります。リニア新幹線が通るということになりました。御嵩町の南のほうをかすめていくというような状況であります。ちょうど押山のあの谷合いを、両方の山、東と西とその間180メートルぐらいを地上を走るということになっております。見に行かれても、お孫さんを連れて山の上から見ようと思っても見えないトンネル、土管みたいなものですので、それがコースだよということがわかるだけのような形です。

ただ、非常にいい計画、御嵩町が望んでいたようなコースになりましたので、中津川に駅ができるわけでありまして、それ以外で御嵩町としても最大限生かせる方法というものを考えていかなければいけないと思っております。今回の環境アセス、環境影響評価書の中にコースが決まっておりますので、そうした分も御嵩町も地権者という形にもなりますので、十分な話し合いをしてみたいというふうに思います。

この半年ですか、平成25年度は大変大きな動きがあるのではないのかと申し上げてきたわけですが、その大きな動きというものが1つ現実味を帯びてきたというような感じでおります。具体的には、今後県を窓口という話になってくると思いますが、県の担当者ともしっかりと話をしながら、最大限御嵩町がリニアについては恩恵を受けたと言えるような結果を求め

てまいりたいというふうに思います。

7年後には東京オリンピックです。この季節の変わり目の健康もそうですが、7年というのは非常にいい目標になるかと思います。皆さんと一緒に、7年後の東京オリンピックを健康で迎えられるような、そんな自分たちの体、健康を大切にできるような、そんな行政と議会になって、町民の方々にも健康は大切だということを理解していただけるようにまちづくりを進めてまいりたいと思っておりますので、ぜひできれば健康で迎えて、東京へ見に行きたいと思っておりますので、そのころは現職は誰もいないかもしれませんが、旗を振って東京まで行きたいというふうに思っておりますし、命があるなら14年後のリニア新幹線にも一度は乗ってみたいというふうには思っておりますので、頑張りましょう。

9月定例会、大変長丁場となりました。御苦労さまでございました。ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（加藤保郎君）

これをもちまして、平成25年御嵩町議会第3回定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前10時03分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員